

令和2年

第4回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和2年第4回志賀町議会定例会会議録

令和2年11月30日、第4回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	岡	部		亮		
住	民	課	長	西		清	孝		

健康福祉課長	村 井 直
環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	吉 村 満
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課参事	徳 楽 仁
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第65号ないし第98号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第75号ないし第77号及び第84号 (質疑、委員会付託、
討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第4回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

寺井強議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、9番 越後敏明君、10番 田中正文君を指名し

ます。

日程第2 会期の決定

寺井強議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

寺井強議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第65号ないし第98号（提案理由説明）

寺井強議長 次に、本日、町長から提出のありました、議案第65号ないし第98号を一括して議題とします。以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

小泉勝町長 令和2年第4回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、新型コロナウイルス関連の支援施策についてであります。本格的な冬の到来を迎える中、国内での感染者数は、今月に入って急増し、1日当たりの感染者数は、18日から4日連続で2千人を超え、一昨日の28日には、過去最多の2,684人となるなど、全国的に感染拡大に歯止めが掛からない状況となっております。

年齢層別の感染者状況にも変化が表れ、20代、30代が多かった真夏の第2波に比べ、10月下旬から突入したと見られる第3波では、40代以上の感染者の割合が増加し、重症化リスクの高い高齢者の感染例も顕著になっているようであ

ります。

折しも、国の観光支援事業「G o T oキャンペーン」が大々的に展開され、個人消費も上向き始めていたところではありますが、国は、先般、感染拡大が深刻な札幌市、大阪市などを目的地とする「G o T oトラベル」の予約を一時停止することとしました。

さらに、「G o T oイート」についても、感染状況に応じて、プレミアム付き食事券の販売の一時停止などを検討するよう、都道府県に要請したところでもあります。

また、先週末、感染者急増を受け、北海道や東京都、大阪府などでは、飲食店の時短営業や休業の要請を行ったところでもあります。

このように、大都市圏では感染者が急増しており、医療崩壊に繋がりがねない状況にもなってきておりますが、幸い、本県における新規感染者の発生は、今のところ、落ち着いている状況にあり、ひとまず、安心しているところでもあります。

このような状況の中、本町では、コロナ禍における町民の皆様を支援するため、各種の施策を講じてきたところであり、これまでに説明してきた支援策に加え、新たな事業も実施しております。

まず、経済対策の一環として実施した、1万円で1万2千円分の買い物や飲食ができる「プレミアム商品券発行事業」については、先月17日に販売し、多くの町民の皆様に購入していただいたところでもあります。

商品券は、500円券が24枚綴りで、1人3冊まで購入可能とし、1万冊を用意しておりましたが、お得感もあり、町内223店舗で利用できることから、人気を集め、初日でほぼ完売となっております。

また、コロナ禍において、町外で頑張っている本町出身の学生を支援するため、志賀米のパックご飯を贈る「ふるさと志賀産米学生応援事業」については、10月1日から申請受付を開始しております。

志賀産のコシヒカリ、200グラム入り、72パックを宅配便で届けるもので、これまでに200件を超える申請があり、順次、発送しているところでもあります。

利用した学生からは「レンジで温めるだけで、手軽に食べられ、おいしかった」また、保護者の方からも「安心・安全な地元のお米を送ってもらい、有り難

かった」といった声をお聞きしており、喜んでいるところでもあります。

本事業の申請期限は、来年2月26日までとなっておりますので、まだ利用されていない方は、申請していただきたいと思っております。

さらに、国の特別定額給付金の対象とならなかった、本年4月28日から来年4月1日までに生まれた新生児に対し、1人あたり10万円を支給する「新生児応援特別給付金」については、9月25日から受付を開始しております。

これまでに、44件の申請を受け付けし、順次、給付しているところであり、町としては、コロナ禍における子育て世帯に対する経済的な支援の一助となればと考えております。

なお、本事業の申請期限は、来年4月30日までとなっておりますので、ご留意いただきたいと思っております。

町では、このような支援施策に取り組んできたところではありますが、今後も、状況に応じて、適宜、効果のある事業を実施していきたいと考えております。

これからの時期、寒さが一段と厳しさを増すことから、換気不足となるほか、乾燥によって、飛沫が長く空気中を漂い、感染リスクが高まる恐れがあると言われており、加えて、年末の帰省などで、人の移動も増えることから、感染がさらに拡大する可能性があります。

町民の皆様には、引き続き、マスクの着用や手洗い、換気、3密の回避など基本的な対策に努めていただくよう、お願いを申し上げます。

次に、企業誘致についてであります。

新聞報道等でご承知のとおり、今月4日、電子部品製造販売のサンケン電気は、グループ会社の石川サンケンと同敷地内のサンケンオプトプロダクツを、来年4月1日に合併し、新たに最先端技術を集約した、国内有数のパワーモジュール生産拠点施設を整備することを表明しました。

また、同敷地内に、サンケン電気本社以外では国内初となる、「ものづくり開発センター石川分室」を併設し、サンケングループ全体の新製品や新規生産ラインの開発をはじめ、ITを活用した生産性の改善を研究していくこととしております。

現在、改修工事が進められており、今後2か年で約35億円、次の3か年で約50億円の設備投資が行われるビッグプロジェクトであり、本町の経済に大きなプラ

ス効果をもたらしてくれるものと期待しているところであります。

また、今月 16 日、マスク製造会社の株式会社ミンラックが、埼玉県から本社を移転し、能登中核工業団地で操業を開始しました。

同社では、本年 4 月に進出表明し、本社及び第 1 工場として、古河電工産業電線株式会社から工場を取得、第 2 工場を高槻電機工業株式会社から取得し、工場・設備の改修工事を進めてきました。

投資額は約 6 億円、従業員数は 66 人で、第 1 工場では、耳ゴムとノーズワイヤー、フィルターなどの材料を製造、第 2 工場では、その材料をもとに、月間 3 千万枚の不織布マスクを製造し、大手ドラッグストア等のプライベートブランドとして出荷されるとのことであります。

新型コロナウイルスは 1 日も早く収束してほしいと願うところでありますが、世界規模でのマスクの需要が続く中、本町を生産拠点として、メイドインジャパンの高品質で安心・安全なマスクを生産されるということであり、同社には、この機を捉えて、国内はもとより、世界に向けて、高品質のマスクを供給し、大きく飛躍されることを期待するものであります。

このように、石川サンケンにおかれては、サンケン電気グループ全体の機能集約を本町に、そして、ミンラックにおかれては、本社機能を本町に移転していただいたものであり、この両社のご決断に深く感謝を申し上げます。

町としては、今後も、県と連携しながら、これらの企業も含め、既存企業に対し、できる限りの支援をしていくと共に、新たな企業誘致にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、公立保育園の統廃合についてであります。

先の 9 月定例会における南正紀議員の「志賀地域の公立保育園の統廃合について」のご質問に対しましては、すばる幼稚園が、令和 4 年 4 月に新築移転することから、施設の老朽化が著しい土田保育園を令和 3 年度をもって休止し、その後、児童数の推移を見ながら、できるだけ早い時期に中甘田保育園を休止し、将来的には、志賀地域の公立保育園を高浜保育園 1 園にしたいと考えている旨、答弁させていただきました。

そして、先月 31 日には、土田保育園の休園に関する保護者説明会を開催したところであります。

当日は、保護者 26 名が出席され、これまでの志賀地域の保育園の統廃合の経過や今後の児童数の推移、土田保育園の休園理由などについて、詳細に説明させていただきました。

質疑応答では、「高浜保育園は、いつまで存続するのか。定員は増やさないのか」「保育園が遠くなるので、受入時間やお迎えの時間を延長してほしい」などといったご質問がありました。

町では、今後も、保護者の皆さんに丁寧に説明していくと共に、すばる幼稚園とも連携しながら、さらなる保育行政の円滑な推進に努めていきたいと考えております。

次に、除雪対策についてであります。

気象庁の予報では、「今季は、ほぼ平年並みの降雪量が見込まれる」とのことですが、平成 30 年 1 月、2 月の記録的な大雪に見舞われた際に、大きな混乱が発生したことを教訓として、改めて、万全の除雪体制で臨まなければならないと考えております。

町では、今月 19 日に除雪対策会議を開催し、幹線道路はもとより、町民の生活に欠かせない生活道路や通学路などの除雪について、初動体制の確認を行ったところであります。

また、県では、自治体ごとに対応が異なる生活道路や歩道の除雪対応を強化するため、同じく 19 日に、全市町が参加する道路除雪連携会議を開催し、情報共有を図っております。

町としては、今後も、県との連携を図りながら、関係機関や団体の協力を得て、生活道路や通学路の安全確保に向け、迅速な対応に努めていきたいと考えております。

なお、生活道路等を除雪するために、町内会が小型除雪機を購入する場合、購入額の 2 分の 1、百万円を上限とする町単独の補助制度もありますので、ご活用いただきたいと思います。

次に、原子力防災訓練についてであります。

今月 22 日、国の原子力災害対策指針や、県・関係市町等の地域防災計画に基づく総合的な訓練として、石川県原子力防災訓練が実施されました。

今年は、新型コロナウイルス感染防止のため、地域住民の参加は取り止め、

関係自治体や団体職員など、約 440 人が参加して行われ、本町からは、町職員など、約 160 人が参加しました。

指定避難所や放射線防護施設においては、コロナ禍での感染症対策を踏まえ、避難者を受け入れる際の検温や聞き取りによる健康確認を行い、発熱の症状がある人と、それ以外の人をゾーン分けするなど、受入手順等の確認を行ったところであります。

また、オフサイトセンター、町災害対策本部、国や関係自治体とのテレビ会議による被害状況等の情報共有を行ったほか、関係機関との連携、対応手順などの確認も行いました。

この訓練は、毎年度実施しているものでありますが、町としては、今後も、こうした訓練を重ねることで、原子力防災対策の充実に活かしていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

2号機の新規制基準適合性にかかる審査の状況につきましては、去る 10 月 2 日に審査会合が開催され、これまでに評価対象として確定している 9 本の断層に加え、海岸部の 1 本が追加され、合計 10 本の断層が評価対象として妥当であると了承されました。

今後、これらの断層の活動性について審査が本格化していくことになるとの報告を受けております。

町としては、北陸電力に対し、今後も、適切な資料に基づき、丁寧な説明に努め、しっかりと対応するよう求めているところであります。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、令和 2 年度の一般会計及び各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び改廃、財産の取得並びに無償譲渡、町道路線の変更、公の施設の指定管理の指定などにかかる議案、34 件であります。

議案第 65 号から議案第 72 号については、令和 2 年度の一般会計及び各会計の補正予算であります。

議案第 65 号 令和 2 年度志賀町一般会計補正予算（第 6 号）については、歳入では、固定資産税の増収見込みによる町税やふるさと納税寄附金、新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を主とし、歳出では、令和3年度から実施予定の子どもや障害者などの医療費現物給付に伴う福祉給付システム改修事業や旧志加浦保育園の解体撤去事業、小中学校用タブレット端末に学習支援ソフトを導入する教育支援体制整備事業を追加するほか、特別職及び一般職の職員給与の特例措置や人事院勧告に伴う人件費、事業費確定による特別定額給付金給付事業の減額を主とし、所要額を補正するものであります。

議案第66号 令和2年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、事務費にかかる一般会計繰入金を増額し、歳出では、システム改修委託料を増額するものであります。

議案第67号 令和2年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、介護保険システム改修等に伴う国庫補助金や第三者納付金の増額を主とし、歳出では、システム改修費及び介護予防サービス事業費を増額するほか、職員の給与の特例措置や人事院勧告に伴う人件費の減額や保険給付費の予算の組み替えを主として、所要額を補正するものであります。

議案第68号 令和2年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、諸収入を増額し、基金繰入金を減額するものであり、歳出では、マイナンバーカードの健康保険証の利用に向けたソフトウェア機器の購入費及びデイケアセンターの送迎運転委託料を増額するほか、人事院勧告に伴う人件費を減額し、予算の組み替えを行うものであります。

議案第69号 令和2年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、一般会計繰入金の減額を主とし、歳出では、ケーブル移設工事費の増額のほか、職員の給与の特例措置や人事院勧告に伴う人件費や消費税の減額を主とし、所要額を補正するものであります。

議案第70号 令和2年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入では、上半期における水需要の減少に伴う給水収益の減収や、繰出基準による一般会計からの高料金対策補助金を減額し、資本的収入では、老朽管更新に伴う消火栓改良工事負担金を増額するものであります。

また、収益的支出及び資本的支出については、いずれも職員の給与の特例措置や人事院勧告に伴う人件費を減額するものであります。

議案第71号 令和2年度志賀町下水道事業会計補正予算（第2号）については、

収益的支出では、職員の給与の特例措置及び人事院勧告に伴う人件費を減額するものであります。

資本的収入では、工事負担金を増額し、資本的支出では、すばる幼稚園の建設や民間分譲地の造成等に伴う下水道管渠工事費を増額するほか、職員の給与の特例措置や人事院勧告に伴う人件費を減額するものであります。

議案第 72 号 令和 2 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 3 号）については、収益的収入では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助金を増額し、収益的支出では、一般職員の給与の特例措置や人事院勧告に伴う人件費を減額するものであります。

資本的収入では、介護施設における新型コロナウイルス感染症対策やマイナンバーカードの健康保険証の利用に向けた、オンライン資格確認等システムの導入費用にかかる補助金及び企業債を増額し、資本的支出では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる機材や器械備品購入費を増額するものであります。

議案第 73 号から議案第 83 号については、条例の制定及び改廃についてであります。

議案第 73 号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担制度が拡大され、町議会議員選挙及び町長選挙が新たに対象となったため、条例を制定するものであります。

議案第 74 号 志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の全部を改正する条例については、子どもの医療費助成の方法を、償還払い方式から現物給付方式に変更するにあたり、現行条例の全部改正を行うものであります。

議案第 75 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 76 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、特別職の国家公務員の特別給、ボーナスが改定されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第 77 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、一般職の国家公務員の特別給、ボーナスが改定されることを踏まえ、

一般職の給与条例及び同条例を引用している会計年度任用職員の給与等の条例の一部を改正するものであります。

議案第 78 号 志賀町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う町民への支援策として実施していた、町独自の特別定額給付金給付事業について、新型コロナウイルス感染症対策として交付される地方創生臨時交付金や市町村振興協会助成金などが、財源として充当できることとなったことから、一般職の職員の給与の 5 パーセントの減額期間を、3 か月短縮するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 79 号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例については、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とその介助者にかかるコミュニティバスの利用料を無料とするにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 80 号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、ひとり親家庭等の子どもの医療費助成方法を、償還払い方式から現物給付方式に変更するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 81 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令等の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準額が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 82 号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の見直しにおける字句の改正が行われたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 83 号 志賀町集落コミュニティセンター条例を廃止する条例については、町公共施設等総合管理計画に基づき、能登富士ふれあい文化センターを指定管理している大福寺区に譲渡するにあたり、条例を廃止するものであります。

議案第 84 号 財産の取得については、町内の小中学校で使用できる ICT 機器を、株式会社石川コンピュータ・センター 代表取締役社長 山浦伯之から 995 万 2 千 580 円で取得するものであります。

議案第 85 号 財産の無償譲渡については、能登富士ふれあい文化センターを指定管理している大福寺区に無償で譲渡するものであります。

議案第 86 号 「財産の減額貸付けについて」の議決の一部変更については、

平成 30 年第 1 回定例会で議決された、株式会社いこいの村能登半島への普通財産の貸付けについて、本年発生した新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当該貸付施設の収益が大幅に減少し、事業の継続に支障を来す状況となっていることから、令和 2 年度から令和 4 年度までの貸付金額の全額を減額するものであります。

議案第 87 号から議案第 89 号については、志賀町道路線の変更であります。

議案第 87 号については、道路改良工事の延伸に伴い、町道第 169 号福野川尻橋線の終点を変更するものであります。

議案第 88 号については、農村総合整備モデル事業で整備した農道を町道に認定するにあたり、町道第 246 号上野出萩池線の起点を変更するものであります。

議案第 89 号については、町道領家コミュニティー線道路改良工事に伴い、接続する町道第 1002 号住吉線の起点を変更するものであります。

議案第 90 号から議案第 98 号については、公の施設にかかる指定管理者の指定についてであり、各施設の指定の期間が令和 3 年 3 月 31 日で満了することから、引き続き、現在の指定管理者を、令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

寺井強議長 説明を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第 75 号ないし第 77 号及び第 84 号を一括して議題とします。

これより各案に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

寺井強議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより各案に対する討論に入ります。志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は、一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。私は、議案第77号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、については反対の立場から討論をさせていただきます。

議案第77号は、本町役場一般職員及び会計年度任用職員の期末手当等いわゆるボーナスの減額をするというものであります。今次コロナ禍の中、町民の命と暮らし、営業を守るため昼夜を問わず奮闘している町役場職員及び会計年度任用職員のボーナスカットはあってはならないと思います。相対的に賃金を減らすということはそれだけ購買力に冷や水を掛け、経済活動を益々しぼませてしまいかねません。コロナ禍だからこそむしろアップして購買力を高め、モチベーションも高める必要があると思います。まして本町職員の大半は、この間、給料5パーセント減額の最中の減額であります。

よって、私は議案第77号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については容認できるものではなく反対とし、討論とさせていただきます。

どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

寺井強議長 これより採決します。いずれも採決は、起立によって行います。

まず、町長提出議案第75号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって本案は、原案のとおり可決されました。

寺井強議長 続いて、町長提出議案第76号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって本案は、原案のとおり可決されました。

寺井強議長 続いて、町長提出議案第77号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

寺井強議長 起立多数。よって本案は、原案のとおり可決されました。

寺井強議長 続いて、町長提出議案第84号 財産の取得について「ICT機器」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって本案は、原案のとおり可決されました。

(休 会)

寺井強議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明12月1日から7日までの7日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明12月1日から7日までの7日間は、休会することに決しました。

次回は、12月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時38分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第30号

例月出納検査の結果について

(令和2年9月24日実施)

(令和2年10月26日実施)

(令和2年11月24日実施)

2 議長報告第31号

入札結果について

(令和2年9月17日 8件)

(令和2年10月2日 15件)

(令和2年10月15日 16件)

(令和2年11月5日 17件)

(令和2年11月12日 15件)

(令和2年11月26日 8件)

3 議長報告第32号

令和2年度定期監査(後期分)の結果について(報告)

4 議長報告第33号

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出について